

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量  
中・西部ハートフルスペースパソコン 一式
- (2) 借入物品の仕様  
別添パソコン賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 借入期間  
令和4年5月1日から令和9年3月31日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (6) 本件調達公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び借入物品の仕様に関する担当部局  
〒680-0941 鳥取県鳥取市湖山町北五丁目201番地  
鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター総務課  
電話 0857-28-2321  
電子メール アドレス ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp
- (2) 入札説明書等の交付方法  
令和4年3月10日（木）から同月24日（木）までの間にインターネットのいじめ・不登校総合対策センターホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/303230.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付する。  
ア 交付期間及び交付時間  
令和4年3月10日（木）から同月24日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する

法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

イ 交付場所

（1）に同じ。

ウ 配布資料

- ・仕様書
- ・質問書 (様式第 1 号)
- ・入札参加資格確認申請書 (様式第 2 号)
- ・入札書 (様式第 3 号)
- ・委任状 (様式第 4 号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第 5 号)
- ・同等品承認申請書 (様式第 6 号)

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 3 月 30 日（水）午後 1 時 30 分 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 29 日（火）午後 5 時とする。）

イ 場所

〒680-0941 鳥取県鳥取市湖山町北五丁目 201 番地  
鳥取県教育センター 本館 2 階 第 2 研修室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第 1 号）によることとし、電子メールにより 4 の（1）の場所に令和 4 年 3 月 17 日（木）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けない。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問に対する回答については、令和 4 年 3 月 18 日（金）までにインターネットのいじめ・不登校総合対策センターホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/303230.htm>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 機種承認及び事前提出物の提出について

ア 機種承認について

仕様書に記載する参考機種以外の物品を納入する場合は、同等品承認申請書（様式第 6 号）に納入しようとする借入物品が仕様書の 6 に示す仕様に適合することを証する資料（物品の機種が確認できる仕様書、カタログなど）を添付の上、令和 4 年 3 月 24 日（木）午後 5 時までに郵送又は持参により 4 の（1）の場所に提出し、承認を受けなければならない。

イ 事前提出物について

本件入札に参加を希望する者は、7 で示す事前提出物を 4 の（1）の場所に令和 4 年 3 月 24 日（木）午後 5 時までに郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第2号）
- (2) 2の（5）を証するもの（直近の事業年度に係る法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式等）（競争入札参加資格者名簿に登録がなされていない者に限る）

## 8 資格審査について

- (1) 6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和4年3月25日（金）までに通知する。
- (2) （1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和4年3月28日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) （2）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和4年3月29日（火）までに書面により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札により行うものであること。
- (2) 入札書（様式第3号）に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。  
なお、契約申込金額は1の（3）の期間中の賃貸借料の総額とし、以下の金額を含めること。  
ア 本件調達機器の搬入、撤去、設置及び接続設定に要する一切の経費（賃貸借期間終了後における撤去、搬出、データ消去及び処分等に要する費用を含む。）  
イ 保険料  
ウ 保守（修理（発注者の故意又は重大な過失による故障に係るものを除く。）及び点検）に係る経費
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (5) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。  
なお、その際は、入札辞退届を持参又は郵便等の方法により提出すること。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第4号）を提出すること。
- (7) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (8) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 郵便等による入札の場合は、件名及び入札者名を記入し、「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ密閉し、提出すること。  
なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数に記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (11) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、該当箇所を二重線で消すこと。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (12) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (13) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (7) 政令、会計規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- (8) 記名のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なったものを、落札者とする。

なお、入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。3 回で落札しない場合は、最低価格を提示した業者と随意契約の交渉を行うものとする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額を 59 で除した金額に 12 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定す

る暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、下請等させること。

(5) 10の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら遅滞なく契約保証金免除申請書（様式第5号）を、4の（1）の場所に提出すること。

(6) 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

(7) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

(8) 鳥取県議会令和4年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。